

表

a. 疾患別リハビリテーション料（令和2年度 介護報酬改定）

	心大血管	呼吸器	運動器	脳血管疾患等	廃用症候群
施設基準（Ⅰ）	205点	175点	185点	245点	180点
			※111	※147点	※108点
施設基準（Ⅱ）	125点	85点	170点	200点	146点
			※102	※120点	※88点
施設基準（Ⅲ）	—	—	85点	100点	77点
			※51	※60点	※46点
標準的算定日数	150日	90日	150日	180日	120点

※入院中の要介護保険者等に対して標準算定日数を超過して月に13単位を限度にリハビリテーションを行う場合

b. 算定日数の上限の除外対象患者

治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

- 失語症、失認および失行症の患者
- 高次脳機能障害の患者
- 重度の脊髄損傷の患者
- 頭部外傷および多部位外傷の患者
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者
- 心筋梗塞の患者
- 狭心症の患者
- 軸索断裂の状態にある末梢神経損傷（発症後一年以内のものに限る.）の患者
- 外傷性の肩関節腱板損傷（受傷後百八十日以内のものに限る.）の患者
- 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
- 回復期リハビリテーション病棟において在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該病棟を退棟した日から起算して三月以内の患者（保険医療機関に入院中の患者、介護老人保健施設又は介護医療院に入所する患者を除く.）
- 難病患者リハビリテーション料に規定する患者（先天性または進行性の神経・筋疾患の者を除く）
- 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者に限る）
- リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる者

（治療上有効であると医学的に判断される場合に除外対象となる患者）

- 先天性または進行性の神経・筋疾患の患者
- 障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く）

c.

①これまでのリハビリテーションの実施状況
②前月の状態との比較をした当月の患者の状態
③将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する見込み期間
④FIM、BI、関節の可動域、徒手筋力検査、歩行速度および運動耐容能などの指示を用いた具体的な改善の状態などを示した継続の理由